

(一覽表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

部局名：経済部計量検定所（電話：011-572-1771）

No	法令名	根拠条項	許認可等の種類	設定等区分	標準処理期間 (経由日数)	備考
1	計量法	16-1-2-イ	特定計量器の検定	未設定イ	20日	
2	〃	16-3	車両等装置用計量器の装置検査	未設定イ	20日	
3	〃	17-1	特殊容器の指定製造者の指定	未設定イ	60日	
4	〃	20-1	指定定期検査機関の指定	未設定イ	45日	
5	〃	102-1	基準器検査	未設定イ	30日	
6	〃	107	計量証明事業の登録	未設定イ	15日	
7	〃	115	計量証明事業の登録証の再交付及び登録簿の謄本交付	未設定イ	15日	
8	〃	116-1	計量証明検査	未設定イ	20日	
9	〃	117	指定計量証明検査機関の指定	未設定イ	60日	
10	〃	122-2-1.2	計量士の登録又は資格認定申請に係る実務の証明書の交付	未設定イ	10日	
11	〃	127-1	適正計量管理事業所の指定	未設定イ	30日(20日)	
12	北海道計量検定所条例	3-1	検定又は検査に合格した旨の証明書の交付	未設定イ	10日	
13	〃	3-3	修理又は販売事業の届出に関する証明書の交付	未設定イ	10日	
14	〃	3-4	依頼検査	未設定イ	30日	

[留意点]

○設定等区分～次により記載

「未設定」 審査基準を設定していない場合

イ：審査基準が法令の定めに尽くされているもの

ロ：申請実績がない又は将来的に見込みのないもの

ハ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

「非公」 審査基準を設定しているが、公にしている場合

○標準処理期間～設定は努力義務だが、設定した場合は必ず公にしなければならない

○備考～申請先（経由機関）が処分担当課と異なる場合は申請先（経由機関）を記載し、設定指針等と異なる内容で設定した出先機関等があれば当該出先機関等の名前を記載のこと。

○前年からの変更内容～変更がある場合には簡潔に変更内容を記載（標準処理期間の短縮等）
変更がない場合には変更がない理由を簡潔に記載